（授業料等減免対象者の学業成績の判定）

第十二条　確認大学等は、学年（短期大学（修業年限が二年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が二年以下のものに限る。）（第十六条第二号において「短期大学等」という。）については、学年の半期）ごとに、授業料等減免対象者の学業成績が別表第二に定める基準に該当するかどうかの判定（以下「適格認定における学業成績の判定」という。）を行うものとする。

（授業料等減免対象者等の収入額及び資産額の判定等）

第十三条　確認大学等は、毎年、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第三号イ及びロに定める額に該当するかどうかの判定並びに当該減免額算定基準額に応じた授業料減免の額の判定（以下「適格認定における収入額・資産額等の判定」という。）を行うものとする。

2　前項の場合において、機構省令第二十三条の六第一項の規定により機構が適格認定における収入額・資産額等の判定を行った者については、前項の規定により当該確認大学等が適格認定における収入額・資産額等の判定を行った者とみなす。

3　確認大学等の設置者は、授業料等減免対象者に対し、適格認定における収入額・資産額等の判定の結果を通知するものとする。

（授業料減免の額の変更）

第十四条　確認大学等の設置者は、適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者の授業料減免の額を変更すべきときは、毎年十月に当該授業料減免の額の変更を行うものとする。

（認定の取消し等）

第十五条　確認大学等の設置者は、授業料等減免対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、授業料等減免対象者としての認定を取り消すものとする。

一　偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けたとき。

二　適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が別表第二の上欄に定める廃止の区分に該当するとき。

三　確認大学等から学校教育法施行規則第二十六条第二項に規定する退学又は停学（期間の定めのないもの又は三月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたとき。

2　確認大学等の設置者は、前項の規定により授業料等減免対象者としての認定を取り消したときは、その者及び機構に対し、その旨を通知するものとする。

3　確認大学等は、適格認定における学業成績の判定の結果、当該学業成績が別表第二の上欄に定める警告の区分に該当するときは、当該授業料等減免対象者に対し、学業成績が不振である旨の警告を行うものとする。

第十六条　授業料等減免対象者が次の各号のいずれかに該当するものとして確認大学等の設置者が当該授業料等減免対象者としての認定を取り消したときは、当該授業料等減免対象者としての認定の効力が当該各号に定める日に遡って失われるものとする。

一　前条第一項第一号又は第三号に該当するとき　当該各号に該当するに至った日の属する学年の初日

二　前条第一項第二号に該当するもののうち学業成績が著しく不良であると認められるものであって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められないとき　当該学業成績に係る学年の初日（短期大学等にあっては、当該学業成績に係る学年の半期の初日）

第十七条　確認大学等の設置者は、第十五条第一項及び前条の規定により授業料等減免対象者としての認定を取り消したときは、遅滞なく、当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に対し、当該取消しの年月日並びに当該取り消された者の人数及び授業料等減免の額の合計額を届け出なければならない。

（認定の効力の停止等）

第十八条　授業料等減免対象者が次のいずれかに該当するときは、授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されるものとする。

一　確認大学等から休学を認められたとき。

二　確認大学等から学校教育法施行規則第二十六条第二項に規定する停学（三月未満の期間のものに限る。次項第二号において同じ。）又は訓告の処分を受けたとき。

三　適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第三号イ又はロに定める額に該当しなくなったとき。

四　第十一条第六項に規定する確認大学等の定める日までに減免継続願をその在学する確認大学等に提出しないとき。

2　前項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止された授業料等減免対象者であって次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されるものとする。

一　前項第一号に該当する者　確認大学等から復学を認められたとき。

二　前項第二号に該当する者のうち停学の処分を受けたもの　当該停学の処分を受けた日から当該停学の期間（当該停学の期間が一月未満の場合にあっては、一月）を経過したとき。

三　前項第二号に該当する者のうち訓告の処分を受けたもの　当該訓告の処分を受けた日から一月を経過したとき。

四　前項第三号に該当する者　適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第三号イ及びロに定める額に該当することとなったとき。

五　前項第四号に該当する者　減免継続願をその在学する確認大学等に提出したとき。

（国内に住所を有しない者に係る減免額算定基準額の算定）

第十九条　施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定める場合は、選考対象者若しくは授業料等減免対象者又はその生計維持者が同項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の施行地に住所を有しない場合とし、同項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあっては零とし、その額に百円未満の端数がある場合にあってはこれを切り捨てた額）（同項本文に規定する市町村民税の所得割を課することができない者に準ずるものと認められる場合にあっては零）とする。

一　施行令第二条第二項第一号に規定する合計額に百分の六を乗じた額に準ずるものとして適切と認められるもの

二　施行令第二条第二項第二号に規定する控除する額に準ずるものとして適切と認められるもの（施行令第三条第一項第二号の文部科学省令で定める者）

第二十条　施行令第三条第一項第二号の文部科学省令で定める者は、過去に授業料等減免を受けたことがある者のうち次の各号に掲げる者とする。

一　学校教育法第百八条第九項、第百二十二条又は第百三十二条の規定により編入学した者

二　確認大学等（確認を受けた専門学校を除く。以下この号において同じ。）に在学した者（確認大学等を卒業又は修了した者を除く。）で引き続いて確認を受けた専門学校（修業年限が一年のものを除く。）の第二学年以上に入学した者

三　確認大学等の相互の間（学校の種類が同一のものの間に限る。）で転学した者

四　同一の確認大学等において、学部等の相互の間で転籍した者

五　短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科に入学した者